○農林水産省告示第二千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百八十四号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十五号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）の施行に伴い、農作物共済損害認定準則（昭和三十三年四月三十日農林省告示第三百七号）等の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

第一　農作物共済損害認定準則の一部を次のように改正する。

第一第十八項及び第二第九項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

第三第一項中「地域センター等」を「地方農政局統計部等」に改め、「地方農政局の地域センター、」及び「、北海道農政事務所の地域センター」を削り、同第二項中「地域センター等」を「地方農政局統計部等」に改める。

第二　次に掲げる告示の規定中「、地方農政局の地域センター」及び「、北海道農政事務所の地域センター」を削る。

一　農作物共済基準収穫量設定準則（昭和三十九年四月十八日農林省告示第四百五号）第五項

二　畑作物共済基準収穫量及び基準収繭量設定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十号）第八項

三　収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十一号）第十二項

四　特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十二号）第四項

五　特定畑作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成六年八月二十三日農林水産省告示第千百九十三号）第四項

六　特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号）第四項

第三　果樹共済損害認定準則（昭和四十八年十一月十七日農林省告示第二千百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一第十四項及び第十五項並びに第二第十項及び第十二項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

第三第一項中「地域センター等」を「地方農政局統計部等」に改め、「地方農政局の地域センター、」及び「、北海道農政事務所の地域センター」を削り、同第二項中「地域センター等」を「地方農政局統計部等」に改める。

第四　畑作物共済損害認定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一第十九項及び第二第十一項中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

第三第一項中「地域センター等」を「地方農政局統計部等」に改め、「地方農政局の地域センター、」及び「、北海道農政事務所の地域センター」を削り、同第二項中「地域センター等」を「地方農政局統計部等」に改める。

○農林水産省告示第二千百五十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十八年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

平成二十八年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲					
一類	埼玉県の区域	一九〇円	一七〇円	一五〇円	一三〇円	一一〇円	
	静岡県の区域	二五〇円	二三〇円	二〇〇円	一八〇円	一五〇円	
	京都府の区域	五九〇円	五三〇円	四七〇円	四一〇円	三五〇円	
	奈良県の区域	二八〇円	二五〇円	二二〇円	二〇〇円	一七〇円	
二類	埼玉県の区域	三六〇円	三二〇円	二九〇円	二五〇円	二二〇円	
	静岡県の区域	三六〇円	三二〇円	二九〇円	二五〇円	二二〇円	
	京都府の区域	六五〇円	五九〇円	五二〇円	四六〇円	三九〇円	
	奈良県の区域	三五〇円	三二〇円	二八〇円	二五〇円	二一〇円	
三類	埼玉県の区域	一九〇円	一七〇円	一五〇円	一三〇円	一一〇円	
	静岡県の区域	二五〇円	二三〇円	二〇〇円	一八〇円	一五〇円	
	京都府の区域	五六〇円	五〇〇円	四五〇円	三九〇円	三四〇円	
	奈良県の区域	二八〇円	二五〇円	二二〇円	二〇〇円	一七〇円	
四類	埼玉県の区域	三六〇円	三二〇円	二九〇円	二五〇円	二二〇円	
	静岡県の区域	三六〇円	三二〇円	二九〇円	二五〇円	二二〇円	
	京都府の区域	六二〇円	五六〇円	五〇〇円	四三〇円	三七〇円	
	奈良県の区域	三五〇円	三二〇円	二八〇円	二五〇円	二一〇円	
五類	京都府の区域	七六〇円	六八〇円	六一〇円	五三〇円	四六〇円	
六類	埼玉県の区域	七六〇円	六八〇円	六一〇円	五三〇円	四六〇円	
	京都府の区域	八四〇円	七六〇円	六七〇円	五九〇円	五〇〇円	